

気象警報発令時・交通非常時等の登校について

校時が、平常授業期間と講習期間中によって異なるので、以下の1のA、Bの場合に応じて判断し対応すること。考査期間中は平常授業期間に準じて対応すること。なお、学校行事の場合は別途連絡します。

1. 気象警報発令時の登校について

大阪府下いずれかの地域に「特別警報」・「暴風警報」が発令された場合、以下のようになります。

(特別警報には大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪があります。)

A. 平常授業(中学・高校とも50分授業)の場合

警報の状況	登校および授業
「特別警報」・「暴風警報」発令中	登校をせず、自宅で待機する。
午前6時30分までに解除	平常通り
午前9時30分までに解除	11:30 S.H.R. 第4限(11:45)から授業
午前9時30分の時点で発令中	臨時休校

B. 考査期間

警報の状況	登校および授業
「特別警報」・「暴風警報」発令中	登校をせず、自宅で待機する。
午前6時30分までに解除	平常通り考査実施
午前9時30分までに解除	11:30 S.H.R. 第4限(11:45)から考査
午前9時30分の時点で発令中	臨時休校

※午前9時30分までに解除の場合、考査は4～6限の時間帯で実施するので、各自で昼食の用意をすること。(食堂は利用できません)なお、生徒の登校状況によって、考査を実施できない場合もあります。

※臨時休校になったり、考査を実施できない場合は、その日の考査は考査最終日の翌日(休日ならその次の日)に改めて実施する。

C. 各学期期末考査終了後の講習期間(中学・高校70分講習)の場合

警報の状況	登校および授業
「特別警報」・「暴風警報」発令中	登校をせず、自宅で待機する。
午前6時30分までに解除	平常通り
午前9時30分までに解除	11:15 S.H.R. 第3限(11:30)から講習
午前9時30分の時点で発令中	臨時休校

奈良県など近隣他府県で気象警報が出た場合は以下のようにします。

- (1) 奈良県など大阪府以外の地域に暴風警報が発令されていても、大阪府下のいずれかの地域にも暴風警報が発令されていない場合は平常通り授業を行う。
- (2) 奈良県など他の府県に居住している生徒は、自分が居住している地域の気象警報にも充分注意し、特別警報や暴風警報が発令されているなど、登校に危険が予想される場合は保護者と相談し、無理をして登校しないこと。
- (3) (2)により、どうしても登校できない場合は学校に電話等で連絡をすること。この場合欠席扱いにはしない。(考査は見込み点を与える)

2. 交通機関非常時等の登校について

事故や地震などの自然災害等で近鉄電車大阪線の運行が全面的に運休している場合、「気象警報発令時の登校について」におけるA、B、Cの警報発令時の場合と同じ扱いとする。

- (1) 平常授業、講習期間の場合、近鉄奈良線・JR大和路線・JR環状線等が運転停止であっても近鉄電車大阪線が運行していれば平常通り授業・講習を行う。
- (2) 考査期間の場合、近鉄大阪線だけでなく近鉄奈良線・JR大和路線・JR環状線が運休している場合も6ページのBを適用する。
- (3) その他の交通機関の運休により、どうしても登校できない時は、学校に電話等で連絡すること。この場合欠席扱いにはしない。(考査は見込み点を与える)

3. 留意事項

- (1) 土曜日など授業が午前中だけで終了する場合も同じようにする。
- (2) 解除あるいは運行開始後登校する場合、その日の全ての授業の準備をして登校すること。また、交通機関等の乱れを考慮して、時間に余裕を持って登校すること。
- (3) 臨時休校とした日は、暴風警報が解除あるいは近鉄電車大阪線の運行が開始された後も生徒は登校しないこと。
- (4) 欠けた授業については原則として後日補充授業を実施する。
- (5) 警報解除による授業開始の場合、スクールバスの運行時間も変更する。詳細は学校ホームページのスクールバスのページを参照のこと。